

～農家の皆様へ～

農業所得の計算方法が 収支計算に変わります



収支計算とは、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算することです。

平成16年分の収入が200万円以上300万円未満の方は、平成17年分から収支計算をしていただくことになりました。

なお、平成18年分以降は、

すべての方が収支計算をすることになります。

●収支計算をするとは

ご自分の経営状態の把握ができるとともに、損失が出た年には、その損失を給与などの他の所得から差し引いて計算することができま

す。お早めに収支計算を行うことをおすすめします。

●収支計算をするには

農業所得に係る伝票（出荷伝票）や領収書を保存

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 **11月30日**

固定資産税 4期

国民健康保険税 5期

介護保険料 5期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

問 収税課 内2156

することが必要です。

伝票等の紛失や集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記載することをお勧めします。

また、一定の要件を満たした帳簿を備え付けて青色申告を行うと、所得税の計算を行ううえで有利な特典が受けられますので、是非ご利用ください。

問 上尾税務署 770-1804 または、伊奈町役場税務課 721-2111

年末調整 説明会

上尾税務署では、法人および個人事業主（個人の青色申告者を除く）を対象に、平成17年分年末調整の説明会を開催します。

日時 11月22日（火）13時30分～15時30分

場所 上尾市文化センター（大ホール）

問 上尾税務署法人課税第二部門（源泉所得税担当）

770-1837（直通）

国民健康保険の保険証は 届きましたか？

届きましたか？

●保険証が個人カードに



国民健康保険の旧保険証は、10月31日で有効期限が切れています。11月1日から保険証は個人カードとなりました。

新しいカードの保険証は、郵便で送付いたしましたのでご確認ください。

○医療機関で間違いのないようにしてください。

○旧保険証は、保険年金課に返却してください。（郵送可）

○ゆめくるでもお預かりします。（休館日を除く）

問 保険年金課 内2162

事業主の皆様へ 労災保険への 加入は お済みですか？

11月1日より
費用徴収制度が強化

労働者を雇用する事業主の方は、労働保険の加入手続きを行う必要があります。

平成17年11月1日より、労働保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されました。主な内容は次のとおりです。

1. 保険未加入時に労災事故が発生した場合保険料をさ

かのほり、徴収します。

2. 保険の加入手続きについて、行政機関から指導を受けたにもかかわらず、加入手続きを行わず、その期間中に事故が起きた場合給付額の100%を徴収します。

3. 右記2の指導を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過しても、加入手続きをせずに事故が起きた場合給付額の40%を徴収します。

問 埼玉労働局労働基準部労災補償課 600-6207

製造業を営む事業者の皆様へ

工業統計調査にご協力をお願いします

目的

日本の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施されています。

調査期日

平成17年12月31日現在

調査対象

- 甲調査・・・従業員数が30人以上の事業所
- 乙調査・・・従業員数が29人以下の事業所

調査票の配布について

平成18年1月7日以降に、国より任命された調査員が各事業所に伺います。(例年よりも配布が遅くなっています)

☎ 企画課⑨2213

国勢調査へのご協力ありがとうございました

9月下旬より、町内各世帯の皆様にご協力をいただき、調査を実施させていただきました。誠にありがとうございました。

なお、国勢調査の結果につきましては、国より、各メディア等を通じて、本年の12月より随時報告され、様々な分野で活用されます。今後とも、統計調査へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

☎ 企画課⑨2213



福祉有償
運送事業を
行っている方へ

「福祉有償運送」とは、公共の交通機関では移動困難な高齢者や障害者などを対象に、通院や通所などを有償で行う移送サービスのことをいいます。この福祉有償運送を行っている事業者の方は、所在地や利用者のお住まいの地区の福祉有償運送運営協議会の協議を経て、陸運局に申請し事業を行うことができます。

現在、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町の4市1町で、北足立北部地区福祉有償運送運営協議会の設置にむけて、準備を進めているところです。福祉有償運送の事業者を把握するため、福祉有償運送を行っている事業者の方は、町高齢障害課までお申し出ください。
期限 平成17年11月30日(水)
福祉有償運送は、運送主体が非営利法人に限定されるなどの条件がありますので、すでに行っている方もこれから始めようとする方もご連絡をお願いします。
☎ 高齢障害課⑨2121

よりよい調査を実施するためにご協力ください

国勢調査事後調査が実施されます

調査基準日

平成17年12月15日

(12月9日より、国から任命を受けた調査員が各世帯を訪問します)

内 容

今回実施された国勢調査の調査結果の精度を検証すると同時に、調査世帯の皆様からアンケート形式によって、ご意見をいただくことにより、同調査のよりよい方向性を見いだすものです。

対象調査区 (大字小室地区)



なお、今回総務省より指定された調査区には、調査員が国勢調査同様に調査票およびアンケート用紙を持って、各世帯にお伺いいたしますので、ご協力をお願いします。

☎ 企画課⑨2213